

各〔都道府県〕
〔市〕
〔特別区〕

水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（公 印 省 略）

「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の一部改正について

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策については、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号。以下「施設基準省令」という。）及び「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 0330005 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、対策の推進を図ってきたところです。

今般、最近の科学的知見等を踏まえ、施設基準省令を改正するとともに、課長通知の一部を改正し、本日より適用することとしました。

つきましては、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者には別途通知していることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

厚生労働科学研究の成果や諸外国の報告書等の最新の科学的知見に基づき、課長通知別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を、別紙 1 新旧対照表のとおり改正したこと。なお、改正後の対策指針は別紙 2 のとおり。

第 2 改正の概要

- 1 クリプトスポリジウム等の汚染のおそれが高い（レベル 4）施設の予防対策として、ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備を新たに位置づけたこと。
- 2 紫外線処理設備が満たすべき技術的要件を、「クリプトスポリジウム等を 99.9%以上不活化できる紫外線処理設備」に変更したこと。